

## ☆☆☆ 令和7年度 亀田中学校生活のきまり ☆☆☆

亀田中学校では、令和3年度に生徒が中心となり、誰もが安心して学校生活を送れ、社会的に通用する「亀田中学校生活のきまり」を作りました。記載されていないものでも、「誰もが安心して学校生活を送れる」と「社会的に通用する」に適さない内容が出てきた場合は、再度ルールの検討をし、修正・追加します。

### 1. 身だしなみについて

#### (1) 服装

- ① 亀田中で認められた制服を着用する。また、校内では名札を付ける。
- ② 制服(上着)の下にはYシャツ、ブラウスを着る。
- ③ 保温用のセーター、ベスト、カーディガン類は、無地またはワンポイント、色は白、黒、グレー、紺、茶、ベージュとする。また、制服や体操着からはみ出さないように、自分の体の大きさにあったものを着る。
- ④ Yシャツやブラウス、白色の半袖体操着になった時には、下着の色柄が透けないように配慮する。
- ⑤ 制服、体操着ともに正しく着こなす。
- ⑥ 夏季、冬季の限定事項については、事前に文書で指示する。

#### (2) 靴下

- ① 色は白、黒、紺、グレー、長さの制限はない。
- ② 入学式と卒業式では、白(ワンポイント可)でくるぶしが隠れる靴下とする。
- ③ ストッキング&タイツの色は、黒、紺、茶、ベージュ、パールオレンジで無地の物とする。

#### (3) 頭髪

- ① どの世代から見ても、学習の邪魔にならず、清潔で受け入れられる髪形とする。
- ② 肩にかかる長さは、授業内容や生活場面に応じて支障のないようにヘアゴムで一つまとめに縛る。安全面から指示のある場合は、縛ること。
- ③ ヘアピン、ヘアゴムの色は、単色無地の物とする。装飾のあるものは使用しない。
- ④ 脱色や染めることは認めない。
- ⑤ 流行に左右される髪形やおしゃれを優先とみられるような髪形はしない。
- ⑥ 上記から外れる髪形の場合は、その都度協議し、ルールを見直していく。

#### (4) 化粧・装飾品類について

- ① 化粧はしない。
- ② ピアス、ミサング類等の制服の着こなしとして必要ない物や装飾品類は身に付けない。

### 2. タブレットについて

- (1) 授業以外は使用しないことを原則とするが、「学校生活に関係のないことには使用しない」という約束のもと、担当の先生の許可を得て、休み時間に教室又は指定のあった場所でのみ使用を認める。
- (2) 動画や写真は、先生の指示なく撮影はしない。撮った写真や動画は、加工したり(先生の指示がある場合は別)、他の人に渡したり、LINEやSNSに公開しない。
- (3) 正しく使用できない場合は、本人、保護者と相談の上、授業以外での使用を一定期間停止する。

### 3. みんなが安心して学校生活を送るための共通事項について

#### (1) 持ち物

- ① 不要物は一時学校で預かり、保護者へ直接返す。
- ② 持ち物には全て記名する。
- ③ 通学カバンやバッグに不必要な物はつけない、貼らない。カバンには、目印程度のキーホルダー類1つを付けてもよい。
- ④ 消臭スプレー、制汗シートは、無香の物を使用する。日焼け止めについても同様とする。
- ⑤ 水筒は通年で持ち込みをしてよい。

#### (2) 教室内

- ① 黒板への落書きはしない。
- ② ロッカーの上に私物は置かない。
- ③ 教室の画鋐ケースは、いつも所定の位置に置く。掲示板(廊下、教室)の不必要な画鋐は、外しておく。

#### (3) 給食・清掃

- ① 弁当を忘れた場合、自分で保護者に連絡をし、届けてもらう。
- ② 清掃は、教室で身支度をしてから清掃場所へ行く。服装は体操着とする。ただし、体操着の下にYシャツやブラウスを着ていてもよい。

#### (4) 施設利用

- ① 授業や集会等で認められている以外は、他教室へは入らない。原則、他学年の階へは、行かない。
- ② 屋上へ通じる階段は昇らない。
- ③ 中庭には、出ない。
- ④ 廊下に直に座らない。通行の妨げにならないようにする。部活動を除き、廊下は走らない。

#### (5) その他

- ① 6月衣替え移行期間から10月衣替え移行期間は、朝読書前に体操着(半そで・半ズボン)に着替えてもよい。但し、8時20分にはしっかり席に着いているものとする。
- ② 上記以外の期間は、朝学活は制服とする。ただし、教室以外で行われる集会があるときは、1限の授業で着替える必要がある教科や朝清掃がある場合、個人の判断で体操着に着替えてもよい。
- ③ 体操着に着替える教科の前の休み時間に着替える。午前中に着替える授業がない場合には、3限と4限の休み時間に着替える。  
※原則、4限からは体操着になる。
- ④ 10分休みは移動、教科連絡、トイレの時間とし、教室移動は余裕をもって行う。

#### (6) 学校外での生活(※基本的には、保護者の許可の下の行動となる。)

- ① 授業が午前放課となる場合、通院や習い事等以外の不要な外出は控える。外出する時は、保護者の許可のもと行動する。
- ② 生徒同士の外泊は禁止。生徒同士で映画館、カラオケボックス、ゲームセンター(コーナー)へは行かない。また、保護者同伴でも18時以降は出入りできない。(新潟市生徒指導主事会の申し合わせ事項)
- ③ 登下校は、地域の方や通行人にとって、気持ちの良い姿を目指す。(道路状況により一列通行する。率先して挨拶するなど)